平成２３年（フ）第１７２４号
横浜市鶴見区尻手３丁目３番43―1230号
債務者　八木橋純人
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３５号
横浜市青葉区美しが丘５丁目16番地６　大門ハイツ202
債務者　矢嶋志津子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６４号
神奈川県大和市福田2195番地８
債務者　平良　正典
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１０号
神奈川県海老名市国分南３丁目27番22号
債務者　飯田　延幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２６号
横浜市南区八幡町43番地　マークミュー横浜阪東橋304号
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４８号
栃木県那須郡那珂川町浄法寺1047番地８
債務者　星　トミエ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６０号
栃木県鹿沼市仁神堂町345番地17、前住所栃木県鹿沼市千渡998番地７　コーポラスビックツリーＢ102
債務者　木村　和美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６１号
栃木県鹿沼市仁神堂町345番地17、前住所栃木県鹿沼市千渡998番地７　コーポラスビックツリーＢ102
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６２号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番26号　伸晃ハイツ宮原102、前住所栃木県宇都宮市下栗町795番地６　アタックスハイツＡ102
債務者　田中　章一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市越戸町30番地５　ハイツマモルＢ103号、前住所栃木県宇都宮市陽東１丁目７番28号　東雲荘６号
債務者　坂田　久雄
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７４９号
横浜市泉区和泉町2595番地の１
債務者　沼山　正弘
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９０号
横浜市港南区野庭町608番地　野庭団地７棟786号
債務者　池田　卓司
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５２号
愛知県豊田市上原町上原44番地２　プチエメラルド101号、従前の住所愛知県豊田市秋葉町８丁目21番地52
債務者　早川　祐子（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
岡山市中区御成町12番８号
債務者　村上　由佳
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０号
香川県高松市屋島西町2324番地４　ラ・フィーネＢ棟105号室
債務者　横山真一郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後２時30分
高松地方裁判所破産・再生係